

『及第台子伝書（仮題）』（同志社大学文化情報学部蔵）

田口 詩織、山田 哲也

京都の豪商針屋、並びに堺の豪商天王寺屋には、『君台観左右帳記』が伝承されていた。その末尾に、中国の「及第」に由来するといふ二本柱の棚を茶の湯に転用した、「及第台子」の伝書が付加された。ここに翻刻するのはその付加部分であり、及台子の点前のみならず、その発祥の記述や重要な奥書を伴っている。特に、小堀遠州も及第台子の点前については、津田宗凡から伝授されたとする点は注目されよう。

解題

本書は室町幕府の同朋を務めた相阿弥の伝書『君台観左右帳記』（矢野分類 六一三 十二月本類 『御飾記』原型種「二」）の末尾に付された、茶の湯で用いられる及第台子の伝書である。内容は「囲炉裏二及第左構二置合手前次第」と「客人心持」からなり、併せて四〇箇条強のものである。なお翻刻の冒頭部分「此一卷」から「玉床下」までの文章は、『君台観左右帳記』奥書部分である。

及第台子（及台子）とは、茶の湯で用いる台子という棚物の一種で、本書に見られるように中国の進士の科挙にちなむという。これは、科挙に合格するとくぐることを許される門の形をとったものとも、及第の作

文を置く台ともいわれてきたものである。本書では、試験用の書籍を置く台とされる。

その形状は、地板の左右両端中央に柱が二本立てられ、柱の上下にはそれぞれ雲形の小板がついている。利休形・元伯形などいくつか種類がある。なお本書にはその図が載せられているので参照されたい。

さて本書の伝来は、寛永十七年十二月二十三日仲西長門守秀長による第一の奥書によれば、足利義政の同朋相阿弥によって書き記されたものを、京都の針屋浄貞が書写しておいたものが、その子紹珍、宗和、宗春と代々伝えられ、宗春から自民斎清貫へ、そして仲西秀長へと伝授されたとする。

この針屋については、矢野環氏の考察に詳しいが、いまはその一端を

紹介するに留める。針屋は、本姓を曾谷（そたに、そだに）といい、京都の上京の立売（現在の京都市上京区）に住した豪商で、室町後期の大永年間（一五二一～一五二八）より七夕茄子・針屋円座肩衝・星肩衝・強帷子天目・牧溪筆林檎絵・玉堂肩衝など、多くの茶の湯名物道具を所持した一族であった。浄貞・紹珍・宗和・宗春以外にも一統の名が多く当時の名物記・茶会記にあるが、それらの親族関係ははっきりしない。このうち宗春家は比較の後まで残り、元禄四年（一六九一）『京都寛書』の「京都筋目有町人」の項に「上立売町 針屋宗春」とその筆頭に挙げられている。しかし後に絶家した。

第一の奥書によれば、本書を含めた『君台観左右帳記』が針屋宗春家に伝えられ、自民斎清貫により仲西秀長に相伝されたが、清貫が大徳寺江月宗玩の参徒となった関係により、江月の実家である堺の天王寺屋に所蔵される『君台観左右帳記』であろう書物を江月の兄である津田宗凡から清貫が相伝を受けたという。なおその際には大名茶人小堀遠州も無理矢理同道し、相伝を受けたという。伝授時期は明らかでないが、宗凡は慶長十七年（一六一二）五月二十九日に没している。

さらに江戸において小幡清貫より仲西長門守秀長に、本書と口伝故実ならびに及第台子の手前が伝授されたものという。また寛文七年二月吉日の幸免齋養拙による第二の奥書によれば、会津の保科家の家臣小幡清貫（自民斎）から、薩摩島津家の家臣仲西長門守秀長が藩主の参勤交代に従い、江戸滞留中に清貫より伝授されたものを、秀長の嫡子秀延から幸免齋養拙が伝授されたとある。仲西長門守秀長が薩摩島津家の家臣であるということが新たに浮かび上がってきた。これら針屋で相伝された『君台観左右帳記』の存在すら今まで指摘されたことはなかったし、小

幡清貫、仲西秀長という人物についてもこれ以上知るところはない。天王寺屋にも『君台観左右帳記』が伝わっていたという主張も無視できない。天王寺屋系統の茶書には、かつて矢野氏が見出され、後に山田も別の場所に保管されているのを見出した、異名同内容の、『唐物上古物置様の事』或いは『宗及居士茶湯覚書』ともいわれるものの存在が知られている「二、三」。

なお、今回翻刻した及第台子の伝書部分は、針屋の『君台観左右帳記』には無かったかもしれない。及第台子は本文中にも云うように、江月の所（大徳寺龍光院）にあったものを、古田織部が複製して茶の湯につかったのが始めであるとす。天正十九年没の津田宗及が台子に適切と認めたとす。天王寺屋の『君台観左右帳記』には及第台子伝書は既に付属していたと思われ、清貫から中西秀長へ伝授した段階では勿論存在したであろうが、第一奥書によれば、中西秀長がさらに補足した事項もあると思われる。

本文十九条で柄杓を及第台子に戻すとき、「但筋違に可置。是ハ古田織部流也。宗凡流ハひさく立にた、す也。」とある。ここで「宗凡流」と書かれていることは、天王寺屋の茶系の存在をしめすものとして貴重である。そして「古田織部流也」とあることから、本書が織部流の内容をもつものであることも注目したい。

さらには、本書四十二条と類似の原本によると思われる内容が、『長闍堂記』「四」にも記載され、こちらは及第台子の由来を及第の門に因むとするが、天王寺屋宗及が所持し、その子宗凡の時代に古田織部がその写しを作り世上に流布したとし、江月宗玩も同様な台子を所持していたことなど、本書と共通する部分をもつ。

わずかに四十二箇条しかない本書であるが、二つの奥書の内容検討も併せて、後考を待ちたい。

〔一〕 矢野環『君台観左右記の総合的研究』一九九九年 勉誠出版

〔二〕 矢野環ほか、資料「唐物上古物置様の事」茶の古典 『茶道学大系』

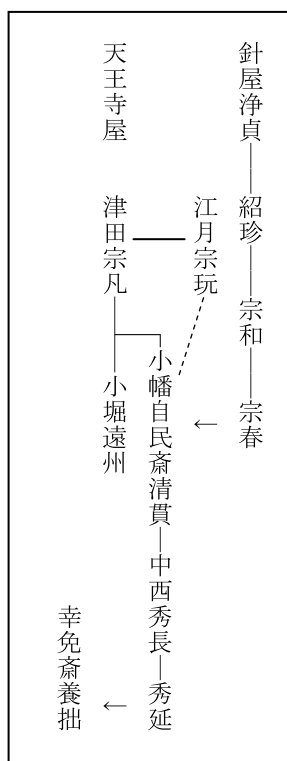
十二〇〇一年 淡交社

〔三〕 山田哲也「浪華の茶匠初代凡鳥・青木宗鳳」熊倉功夫編『茶人と

茶の湯の研究』二〇〇三年 思文閣出版

〔四〕 久保利世『長闇堂記』三七二頁 『茶道古典全集』 第三卷

一九七七年（第三版） 淡交社



付記 翻刻原稿は田口が作成し、最終的に山田が整理した。解題は山田による。

凡例

- 一、読みやすいように句読点を付した。
- 二、底本は漢字・仮名・変体仮名混じりである。漢字は原則として通行

字体を用いて翻刻する。また併出には中黒を用いる。濁点は底本にあ

るものについてはそのまま記す。「之」「江」はひらがなとせず漢字を残した。若干の宛字があるが、理解の妨げにはならないので注記しない。なお、識語部分にある「宗汲」とは、天王寺屋「宗及（そうぎゅう）」である。

三、翻刻全体は『君台観左右帳記』奥書部分と、「囲炉裏ニ及第左構ニ置合手前次第」三〇箇条、「客人心持之事」十一箇条などからなる。箇条書きされた部分には、箇条番号を付す。

四、本書の形状は卷子本（縦三二cm）であり、薄茶と茶色の紙（長さ約四三cm）を交互に用いている。「・・・」により紙の継目を示した。

〔本文翻刻〕

〔君台観左右帳記奥書部分〕

此一巻しるしたる物、一向無所持候之条、近年於殿中見及申分注申候。昔の御物御重宝共、承及候而見不申候物、形をもしかくと覚不申候。此注之分は大略ハ慥ニ覚申分にて候。御不審の事候は、尋承候而、ねんころに御伝可申候。か様ニハ申候へとも、各無正躰事もあるへく候。不可有他見候也。

大永三年十二月吉日

松雪齋鑑岳真相 在判

玉床下

.....

〔及台子伝書〕

一、台子 (図) (以下図中の文字を翻刻し、原図は末尾に付す)

〔上棚〕方盆 茶入

〔下棚〕水指

天目 台 茶杓

杓立 水覆

釜 風炉

一、及第 (図)

一、及第之上棚 (図)

方盆 茶入

天目 台

ココハホウヅキト云

ココハサラト云

茶杓、台ノ左ノサラニアヲノケテヲク也
柄ノ方少前へ出、取ヨキヤウニヲクヘシ

一、及第之下棚 (図)

水指 蓋置

杓立 水覆

一、囲炉裏ニ及第左構ニ置合手前次第

1 一、茶巾ふくだめて、茶筌之台ニ、茶筌・茶巾入て持出ル。

2 二、及第二向ひ、茶筌之台左の脇に置へし。

3 一、茶入袋ニ入盆に有之をは、右の手にて落し、水指之通ニ置合ル

.....

4 一、偕、天目のせたる盆を双手にて落し、水こほしの通に置合ル

5 一、柄杓拔出し、左の手に持ちかため、蓋置を右の手にて取て、畳の

へりより内、いろりのふちと間五寸程に置合。則、柄杓あをのけて、

筋違に置候

6 一、扱、客人へしかとく一札を云。客人等輩之時ハ、膝をくむ也。

7 一、茶入を取て右の前に置、ふくさ物を拔出し、盆を（以下傍記…ふ

くさ右ニ持なからとり上ふく也）とりあけふくさ右に持なからふく

也。但双手ニテ。ふき様ハ、上より次第二三つ横へ右へなて、四

ツめに盆の右の方を前へふきつる。

8 一、茶入を右の手に取て前に置、緒を解て緒のとめを右の方へなして

曳也。袋の口をよくあけて、茶人取出し前に置。袋のなりをよく直して、袋ハ及第の上に左之端へよせ、台の中程に袋の底の方を我前へなし置也。

9一、茶人を右之手にて取上ケ、左へ渡ししてふくさ拔出し、肩よりふく様にして、ふくさ腰にはさみ、茶人のおもてをみて、右之手にて持、さきばしりをして、盆の真中ニ置へし。さきハしりとハ、茶人持たる小指の次之指を、盆に茶人よりさきにあて、茶人置音のなき様にする也。茶人之表、我前へ置也。

10一、茶人置治めて、茶杓を右之手にて柄の方より取て持、ふくさを拔出しふき、茶人左之方の脇にあおのけて置。柄の方少前へ引出シ、とりよき様ニ置也。

11一、天目を台にのせながら双手ニ持て、いろいろふちと盆との間を見合せ置。

12一、柄杓を右の手に取、左へ渡し立て持、ふくさ拔出し、釜の蓋を取テふた置にくへし。

13一、柄杓右に取直し、湯を汲て天目へ入、柄杓を左へ渡し、釜のふたをしめ、柄杓ハまた蓋置の上に筋違置也。

14一、茶筌台より右之手にてとり出し、天目に入、如常す、ぎして、
.....
ちやせん入置ながら双手に天目を持、左之方及第の前に置て、ふくさ拔出し右に持、天目の台をふくさにてとり添、左の手をそへとりあげ、台を右之前へ傾け、台のさきの方よりふくさにてなで、前の方も同前になづる様にして、ふくさにて台の皿を持、左の手を添て本の所へなおし、天目を両手にて取、台にのせ、茶筌少なをし、

曳茶筌にして茶筌ハ台に置也。

15一、茶巾右にて取て天目にとり添、双手にてとり上、湯を捨て、天目をふくへし。さきを釜の方へかたふきふきて、茶巾の台に入ル、是を天目ぶきと云。又椀ふきとて、天目をあをのけふくハ、不可然也。

16一、茶人を右之手にてとり、左へ渡し、茶人之蓋を右にて取、盆之前の右之角に少よせかくるやうに置也。

17一、茶杓を柄の方より引出すやうにして取上、濃茶ならば二すくひ程入て、客人ニこう可仕哉と一礼して、よき程に入、茶杓のさきニ付たる茶を天目にてた、き落し、天目の上に茶杓あおのけて置、茶人の蓋をして、茶人のおもてを見、右之手にて盆の真中ニ可置。茶人之置様右に同し。さて茶杓取直し、天目ニ入たる茶をませて、かたまりなどのなき様ニ可入念。さて茶杓を取直し、前のことく茶人之盆に置也。置様右に同し。

18一、柄杓を前のことく取、ふくさにて釜の蓋を取て、ふた置にをき、柄杓を右に取直し、釜の底へよくひさくを入れて湯を汲出し、天目に入、ひさくハ釜にかけて茶筌を取、ふるへし。濃茶ならば、ぬき茶筌にして、茶筌の台に置へし。

19一、天目台にのせながら両手に持、圍炉裏の縁の角の通りに置て、
.....
本座へ帰りに居ル。客人天目取上てより、ひさくを及第の上にあげ置。但筋違に可置。是ハ古田織部流也。宗凡流ハひさく立にた、す也。
20一、蓋置ハかさりたる時之所へなおす也。
21一、客人茶呑果て、天目前之所へ被置候を、双手に取て、前茶立たる所へ置。其時客人一礼あり。亭主一礼同前。

- 22 一、楮、水指の蓋を取て、台子の上へあげ置。
- 23 一、さて柄杓拔出し左に持て、蓋置前の置たる所へ直し、釜のふたを明て湯を汲出し、天目へ入。湯あつき間、水を汲てうめ合せ、天目に付たる茶を、人さし指壺ツにておとす。さて湯を捨へし。又云、独吞とて、客人吞たる跡の湯を亭主吞事あり、不可然。客ハ主君なとの御参候天目に候間、御跡を可吞ハ、次より別の茶碗など取出し、下をあけて吞可然由被申候也。
- 24 一、柄杓を取て水を天目に入、茶筴す、ぎして、茶釜ハ台に入る。茶釜ふらず、少なをして、引ちやせんにし、台に入ル也。
- 25 一、茶巾取て内より少ふき、茶巾又本の所へ入置也。
- 26 一、天目を台にのせながら、前方かさりて置たる所へ可置。
- 27 一、柄杓とりて水汲、釜へ入、よく湯の底へひさくを入れて、汲上る様にして左へ渡し、釜のふたをしめて、柄杓立に立へし。ふた置も本の所へなをし置也。
- 28 一、客人茶入所望候共、蓋をしめてより御覧可被成哉と申、其時茶入右之手に取て左へ渡し、蓋ハ盆に置、口をふくさにてふき、おもてを客の方へなをし、いろりふちの通程に置也。但屏きハの方へ
.....
よせ置也。又云、茶入に耳などのあるハ、耳をたてに置出す物也。
- 29 一、盆所望あらは、是も如前ふきて、盆の真中を圍炉裏縁のさきの通りに置て出すへし。
- 30 一、茶入及第へ上候へと所望あらは、盆を前へなをし、茶入の前を前へなし、盆にのせながら台子へ上也。此時、膝を立て可然也
-
- 31 一、座敷へ入、先承及たる名物より能見て次第くに見。常の時ハ、先懸物をみて、さて釜より棚をみる也。
- 32 一、懸物繪讃之物ハ、絵よりみて、後に讃をみる也。
- 33 一、懸物と花と有之ハ、花よりミテ、後掛物を見るへし。
- 34 一、台天目之時ハ、台にのせて罷出候間、正客相客へ一礼して、天目台ながら両手に持、前へよせ、右之手より台に取付、双手にて取上、左の手にて皿を持、右にて天目をか、へ一口吞て、台両手に持、下に置て、天目右之方へ置、台を左へ置て茶吞はたして、天目はかり戴て台を前へよせ、天目をすへ、次へ渡。
- 35 一、次々飲果而天目を正客へ上る。天目請取、茶のいきなど試み天目をみる。高く上事、不可然。昔ハ末座之人吞はて、天目を台にのせ正客へ上候。然間、天目・台一度にみたと也。
- 36 一、当時ハ天目はかり正客へ上、台ハ末座より見て、天目と台と入違てみるやうに仕也。
- 37 一、茶入・天目・盆、亭主へ返し候時、前方亭主罷出候ことく、出シ置たる所へ可返置。茶入のおもても置様同前。
以上
-
- 38 一、本之台子・釜置合時□水覆ハ中に置也。
- 39 一、蓋置ハ風炉の脇、左ニ置也。釜の蓋広くハ下へ落すへし。
- 40 一、本台子だてハ、柄杓左へ渡事、曾以無之。
- 41 一、柄杓抜時、水こほし少前へ引出、第一秘事之由也。五六分出也。
右之外及第替事無之也
- 42 一、此二柱之台子を及第と云ハ於大明及第望者ニハ、先達叡聞参内

客人心持之事

仕候而、此及第之上ニ、大明にて六十數程之書籍を積せて、弓矢を以彼書籍を射ル。矢之中りたる書物を説明らめ候へは、則及第二付たる故、及第と云也。此台大徳寺江月和尚ニ在之処ニ、古田織部令一覽、台子ニ仕度由被申候時、和尚親父宗汲台子ニ可然と被申候、当寺へ相伝候通被申候。尤可為相応旨被申候。織部借用にして帰宿候而仕立、當時用之也。

・・・・・・・・・・・・・・・・

右之一卷者、東山慈照院御殿様御同朋、鑑岳相阿弥陀仏、為被書記置書物也。而洛陽立売針屋浄貞書写、其子紹珍・宗和・宗春、代々令相伝処、我等同氏自民斎清貫、宗春就為唯弟令伝受畢。然処、大徳寺江月和尚ニ彼清貫為参徒故、憐愍之余、天王寺屋先祖より宗汲迄、右之書物伝受之旨和語せられ候条、重々致懇望、披見候処、針屋書物ニ毛頭不相替候間、彼和尚頼入、宗汲嫡子宗凡ニ懇望申、同心候故、泉州堺へ可越内存候処、小堀遠江守、彼内証被聞付、深々敷執心候旨、清貫為使和尚へ被申入二付而、無是非彼和尚堺へ通談候て、遠江守清貫致同道堺津江令参着候。宗凡致納得、彼書物之旨兩人へ一々致相伝。當時、

・・・・・・・・・・・・・・・・

江戸へ令居住至、予不図致在江戸、清貫へ令悞望、書写口伝故実等并及第之手前迄、無残所伝受之畢。聞書等者為子孫書記之候。從道者、以之外致秘事儀候間、努々不可有他見者也

仲西長門守

于時寛永十七年雪月廿三日

秀長在判

右之一帙者 東山義政公之同朋、松雪斎相阿弥所書記也。寔於莊嚴方茶湯之道者、可謂蘊奧極秘之書而 公方家光公令弟保科肥後守正之雅丈之家臣、有小幡清貫者、伝受此書。然処、我薩陽之家臣仲西長門守橋秀長者與清貫有同氏之昵。或時依 太守之參勤、秀長在江府之日、頻請

・・・・・・・・・・・・・・・・

得此書。於是清貫無所遁、授テ一卷於秀長以口伝故実等、雖一事而无欠闕、悉伝受之。今秀長嫡子秀延所受持之、予又聞有此書而求之。不止因茲秀延不得固辭。授一帙、以所塞其需。予閑暇之日書写之、口伝故実等無所殘欠令相伝畢。後昆從令雖為無二之知己而、於無執心之族者、堅可禁止別覽者也。

惟時寛文七年丁未二月穀旦

幸免斎養拙

図 及第子伝書冒頭部

